

1. 特例事業承継制度の概要

特例事業承継税制は、非上場中小企業の株式を後継者へ承継する際の贈与税・相続税を100%猶予する制度です。一定の継続要件を満たした場合、最終的に税額が免除されます。本制度は時限措置であり、令和9年末までに株式承継を完了する必要があります。（延長の可能性はありますが延長されない場合使い勝手の悪い一般事業承継税制に移行します。

法人版事業承継税制

	一般措置	特例措置 (時限措置)
猶予対象 株式数	総株式数の最大 2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (令和9年12月31日まで) <small>令和9年9月末までの計画申請が必要</small>
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに 100%
承継方法	複数株主から 1名の後継者に 承継可能	複数株主から 最大3名の後継者に承継可能
雇用確保 要件	承継後5年間 平均8割の雇用 維持が必要	未達成の場合でも 猶予継続可能に

2. 令和9年までに実施すべき事項

令和8年税制改正で実施されるのは計画の策定確認申請の延長です。



(1) 特例承継計画の提出（令和9年9月30日まで）改正
都道府県へ特例承継計画を提出することが制度利用の前提条件です。

(2) 株式承継の実行（令和9年12月31日まで）
株式の贈与または相続を完了させる必要があります。

贈与税の申告期限の2か月前までに認定申請をする必要があります。

(3) 後継者の代表就任および議決権確保
後継者が代表取締役就任し、議決権過半数を確保する体制整備を行います。

(4) 自社株評価および税額試算
株価算定および税額試算を実施し、通常制度との比較検討を行います。

(5) 5年間の継続要件管理体制構築
代表継続、株式保有、雇用維持（8割目安 特例支援機関が理由を書けば猶予継続可能）を5年間維持する体制を整備します。

3. スケジュール総括

令和9年9月30日：特例承継計画提出期限

令和9年12月31日：株式承継実行期限

都道府県の認定申請は申告期限の2か月前までに行う必要がある。

承継後5年間：継続要件管理期間

2. 特例事業承継税制を使わない場合の相続時精算課税制度による株式承継計画

相続時精算課税制度と役員退職金株価対策後一括で相続

今後株価が上昇している場合に備え承継者へ役員退職金を支給した年度の株式評価で一括贈与する。

(1) 相続時精算課税制度の特徴

- ① 年110万円までは財産を贈与されても贈与税・相続税がかかりません（基礎控除）
- ② 基礎控除を除いた財産の贈与額が累計2500万円になるまで贈与税はかかりません（特別控除）
- ③ 上記の基礎控除、特別控除を超えた部分については一律20%の贈与税がかかります。

- ④ 一度選択すると二度と暦年課税に戻れません。
- ⑤ 相続時に他の相続財産と合算され、相続税として受贈者にまとめて課税されます。
- ⑥ ただし相続時精算課税制度時の評価額で評価が固定されるので取引相場のない株式の評価上昇リスクを回避、評価額を固定できます。

(2) 役員退職金を用いた株式評価対策

- ① 役員退職金を支払い株価の評価を下げます。 役員退職金は最終報酬月額×在職年数×2から3倍が目安です
- ② 役員退職金の支給のデメリットとしては一時の多額の資金払い出しによるキャッシュフローの悪化です。

その後の会長は経営者としての会社の経営に関与ができなくなります。(退職したとみなされないと退職金の税務否認リスクがあります。)

4. 総括

特例事業承継税制は単なる節税制度ではなく、経営継続を目的とした政策制度です。期限内の計画提出および株式承継実行が絶対条件であり、経営戦略と整合した承継設計が求められる。このまま自社株が増加していきますとその他の固有の財産を合わせて多額の相続税がかかることとなり、事業承継の大きなリスクとなる可能性があります。